

串間市立秋山小学校
いじめ防止基本方針
(改定版)



目次

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめ事案への対処
 - (4) 家庭や地域との連携
 - (5) 関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 学校におけるいじめの防止等のための組織
- 2 いじめの防止等に関する措置
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめ事案への対処
 - (4) インターネット上のいじめへの対応
- 3 その他の留意事項
 - (1) 組織的な指導体制
 - (2) 校内研修の充実
 - (3) 校務の効率化
 - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
 - (5) 地域や家庭との連携について
 - (6) 教育相談体制の充実
- 4 重大事態への対処

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- 参考資料
- 1 秋山小学校いじめ防止プログラム
 - 2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント
 - 3 いじめられた児童及びいじめた児童に見られるサイン
 - 4 教室や学校でのサイン
 - 5 いじめに対する措置

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月（平成29年7月改定）に「宮崎県いじめ防止基本方針」、平成26年4月に「串間市いじめ防止基本方針」が策定され、その後平成30年1月12日に最終改定が行われたことを受けたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する「串間市立秋山小学校いじめ防止基本方針」を見直し、改定作業を続けて参りました。

前回の基本方針策定から3年を経て、国や県及び市の動向等を勘案し、検討してきた結果、下記のとおり、本校の基本方針を改めて定めるものです。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。
いじめには、多様な態様があります。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認するなどの方法をとります。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行います。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係指しています。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事

情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断するものとします。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、適切に対処します。

- (5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を必要であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をとることもあります。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」との情報共有は行います。
- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。
 - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱えるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

そのような場合については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることもあります。
- (8) いじめは、いじめの加害と被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うことが必要です。集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成する指導を行います。

2 いじめの防止等に関する考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行います。

(1) いじめの防止

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることです。より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。全ての児童をいじめに向かわされることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校、保護者が一体となって継続的に取り組めます。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を発達段階に応じて促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養います。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できるよう指導します。
- ④ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行います。
- ⑤ いじめの問題への取組の重要性について、家庭や地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための周知に努めます。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは教師や保護者の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知します。
- ② いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、いじめ相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに家庭、地域と連携して児童を見守っていきます。

(3) いじめへの対処

- ① いじめがあることがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行います。
- ② いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最重要課題と位置づけて、その解決に向けて、迅速に指導します。その際、特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全

体で組織的かつ継続的に対応します。

(4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学級懇談会や学校関係者評価委員会、民生委員・児童委員との協議会において、いじめの問題について話題にする機会を設けるなど、いじめの問題について、家庭や地域と連携した取組を行います。
- ② より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(5) 関係機関との連携

- ① いじめの問題への対応において、必要な教育上の指導を行っていても、その指導で十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等を想定）との適切な連携を行います。
- ② 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校が関係機関による取組と連携することもあります。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置します。本校では、既に設置している「いじめ・不登校対策委員会」（ハッピースマイル委員会）をもって充てることとします。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、その他全職員で構成する。

【活 動】

- 学校いじめ防止基本方針の見直し・確認
- 学校いじめ防止プログラムの見直し・確認 ※資料1参照
- 校内研修会の企画・立案
- アンケート調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① 児童が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間

を通じて設けます。

- 異学年交流の実施
- 特別活動等での話し合い活動の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進

イ 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。

- 特別活動等における児童同士の相談活動の推進

ウ いじめの理解や過去の事例について、児童が学ぶ機会を設定します。

- 全校での学習会や児童集会等の実施
- 児童による学校行事や集会の企画・運営

② 教職員が主体となった活動

※資料2参照

ア 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感、自己存在感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定感、共感的人間関係）を取り入れた授業の推進
- 職員相互の授業研究会の実施

イ 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定

ウ 教育活動全体を通して道徳教育や情報モラル教育を実施し、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や特別活動、道徳科等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の実施
- 外部講師による出前授業の実施
- 人権教育週間の取組

エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- P T A総会での学校の方針説明及び学級懇談会における保護者への啓発
- 学校通信や学級通信、ホームページ等を活用したいじめの防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催
- 学校関係者評価委員、民生委員、児童委員との定期的な連絡会の実施

オ 市内の小・中・高等学校との連携を推進します。

- 串間市小中高一貫教育研究部会での実践

(2) いじめの早期発見

① いじめられた児童、いじめた児童が発するサインを、教職員及び保護者で共有します。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有

※資料3、4参照

- ② 教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口（担任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の周知
- ③ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
 - 学校独自のアンケートの実施
 - 県下一斉のアンケートの実施
- ④ 「いじめ・不登校対策委員会」（ハッピースマイル委員会）において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級・進学時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の蓄積

（3）いじめ事案への対処

※資料5参照

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - いじめの事実について生徒指導主事等及び管理職に速やかに通報します。
- ② 情報の共有
 - いじめの情報を受けた生徒指導主事等がいじめを認知した場合は、全職員への情報の共有化を図ります。
- ③ 事実関係についての調査
 - 速やかに「いじめ・不登校対策委員会」（ハッピースマイル委員会）を開き、調査の方針について決定します。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
 - 児童の聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
 - 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この調査により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する可能性があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。
- ④ 解決に向けた指導及び支援
 - 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ・不登校対策委員会」（ハッピースマイル委員会）で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、「いじめ・不登校委員会」（ハッピースマイル委員会）において、指導及び支援の方針を決定し、全職員の連携による組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童やその保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告をしてもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き寄り添う態度で臨む
- ・管理職が積極的にかかわる
- ・教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめられた児童・いじめた児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

⑤ 関係機関への報告

- 校長は、いじめであると認識した場合は、市教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめる児童に明らかに問題があり、いじめられる児童に危害が及ぶ恐れがあると判断した場合は、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめた児童の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど状況に応じて市教育委員会と連携して対応します。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

⑥ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

① インターネットいじめとは

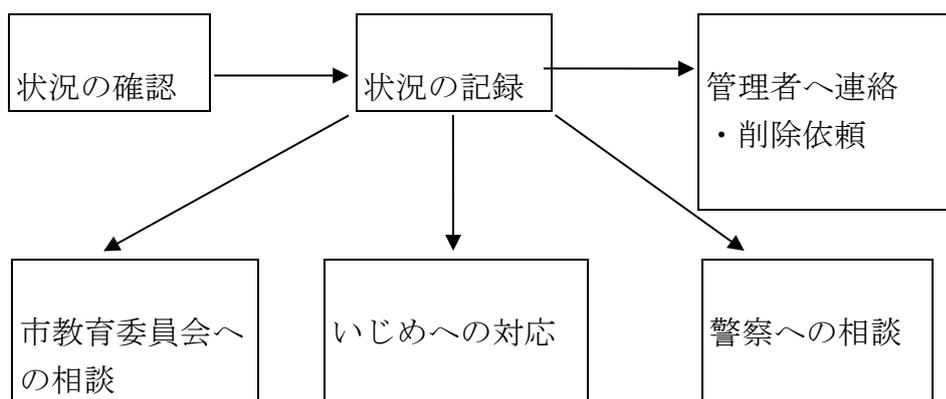
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

② インターネットいじめの予防

- 児童のパソコンや携帯電話等の使用状況について、実態を把握します。
- フィルタリングや家庭での見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
- 教科や特別活動等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした出前授業などで、インターネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

③ インターネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、インターネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次のように対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、「いじめ・不登校対策委員会」（ハッピースマイル委員会）による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施してい

きます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校関係者評価員会「秋山の教育を語る会」等、地域との連携の促進を通して、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体となった対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- 関係機関との調整

② 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
- 民生委員、児童委員との連携による家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が、次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育

委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織「中間市教育委員会いじめ防止附属機関」に協力することとします。

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な障がいを負った場合
 - 高額の金品を奪い取られた場合など
 - ② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - 年間の欠席が30日程度以上で状況の改善が図られない場合
 - 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 学校は、いじめの重大事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

資料2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

1 いじめの防止のための措置

(1) 学級担任等

- ① 日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という学級の雰囲気醸成する。
- ② はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を図ることを指導する。
- ③ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ④ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うようにする。

(2) 養護教諭

- ① 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(3) 生徒指導主事

- ① いじめの問題について、全職員で指導する体制の構築に努める。
- ② いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ③ 日常から関係機関等との連携を図り、情報交換に努める。

(4) 管理職

- ① 学校の教育活動全体において、全職員でいじめの防止に取り組んでいく意識と体制を構築する。
- ② 全校朝会や集会等で、校長が日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という学校の雰囲気醸成する。
- ③ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ④ 児童が自己有用感を高められる場面や困難な状況乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう、教職員に周知する。
- ⑤ いじめの問題に児童自らが主体的に参加できるよう、児童会との連携を図る。

2 早期発見のための措置

(1) 学級担任等

- ① 日頃から、児童の状況の把握や信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努める。
- ② 休み時間等の児童との会話や日記等を活用し、交友関係や悩み等を把握する。
- ③ アンケートや教育相談を活用し、児童の状況把握に努める。

(2) 養護教諭

- ① 健康観察等をはじめ、児童の体の不調の状況把握に努める。
- ② 保健室での相談から、児童相互の人間関係の状況把握に努める。

(3) 生徒指導主事

- ① 日常の児童の言動に注意を払い、小さな変化を見逃さずに状況把握に努める。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ③ SC、SSW等による相談の利用、電話相談窓口について周知する。
- ④ 休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

(4) 管理職

- ① 児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ② 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 情報を集める

① 学級担任等、養護教諭

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- イ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ウ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目にふれないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- エ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(2) 指導・支援体制を組む

① 組織

- ア 正確な実態把握に基づき、学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職等で役割を分担した指導・支援体制を組む。
 - いじめられた児童やいじめた児童への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- イ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確なかわりをもつ。
- ウ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 子どもへの指導・支援を行う

① いじめられた児童に対応する教員

- ア いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

イ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

ウ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② いじめた児童に対応する教員

ア いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。

ウ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。

エ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

オ 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育むよう指導する。

③ 学級担任

ア 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

イ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

ウ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを指導する。

④ 組織

ア 状況に応じて、SC、SSW、スクールサポーターの協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。

イ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な指導を行う。

ウ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。

(4) 保護者と連携する

① 学級担任を含む複数の教員

ア 家庭訪問(加害、被害とも。学級担任を中心に複数人で対応。)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

イ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。

ウ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料3 いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

1 いじめられた児童に見られるサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝の会	遅刻や欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。
	教職員と視線が合わず、うつむいている。
	挨拶の声に元気がない。
	体調不良を訴える。
	身体に傷や殴られた痕がある。
	表情が暗く、どこかおどおどしたりふさぎ込んだりして元気がない。
授業中	提出物を忘れて、期限に遅れたりする。
	始業のチャイムの後、遅れて入室してくる。
	保健室・トイレに頻繁に行くようになる。
	学習用具等の忘れ物が目立つ。
	机周りが散乱している。
	教科書やノートに汚れや落書きがある。
給食中	発言すると嘲笑されたり、無視されたりする。
	教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
	一人だけ机を拭いてもらえない。
	給食当番で、「つぐな（配膳するな）」と言われたり、受け取ってもらえなかったりする。
休み時間	グループで食べる時、机を離されたり、会話に入れてもらえなかったりする。
	食欲がなくなる。
	給食のおかずやデザートを他人に与えている。
	用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。
	ふざけ合っているが表情がさえない。
放課後等	衣服の汚れ等がある。
	友達が急に変わったり、教職員が友達の事を聞くと嫌がったりする。
	一人でぼつんとしていたり、所在無くうろうろしたりする。
	特定のグループと常に同一行動をとる。
	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残る。
	持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされたりする。
	一人で下校をする。

2 いじめた児童に見られるサイン

いじている児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せしたりする。
	ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
	自己中心的な言動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

資料4 教室や家庭でのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

	サイン
	嫌なあだ名が聞こえる。
	席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、周りから離されたりしている。
	何か起こると特定の児童の名前が出る。
	筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁などにいたずらや落書きがある。
	机や椅子、ロッカー等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図られるよう保護者に伝えておくことが大切である。

	サイン
	いらいらしたり、言動が激しくなったりする。
	学校や友だちのことを話さなくなる。
	友だちや学級の不平・不満を口にするが多くなる。
	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
	電話に出たがらなかったり、友達からの誘いを断ったりする。
	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
	不審な電話やメールがある。
	遊ぶ友達が急に変わる。
	部屋に閉じこもったり、家から出なくなったりする。
	表情がさえず、時折涙を流す。
	転校したい、生まれ変わりたいという言葉が聞かれる。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
	登校時刻になると体調不良を訴える。(頻尿や腹痛、下痢、原因不明の発熱等)
	食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。
	成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。
	家庭の品物や金銭がなくなる。
	大きな額の金銭を欲しがる。

資料5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

